

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人 有古特許事務所 様 あて名 〒650-0031 日本国兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 07.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18P177W0-KWM		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/021652	国際出願日 (日.月.年) 06.06.2018	優先日 (日.月.年) 06.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01M3/00(2006.01)i, B63J2/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 川崎重工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 23.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 本村 真也 電話番号 03-3581-1101 内線 3252	
		2 J	5 2 6 5

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-3	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 11-166698 A (日本エア・リキード株式会社) 1999. 06. 22, [0013]-[0033], 図 2-4 & US 6189369 B1, column3 line11 - column7 line16, Fig. 2-4
 文献2：JP 2009-063313 A (関西電力株式会社) 2009. 03. 26, [0001], [0016]-[0025], [0035]-[0044], 図 1-4 (ファミリーなし)

<請求項1について>

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 2によって進歩性を有しない。

文献1には、換気用の空気取入口42と排気ダクト44を有する密閉式のシリンダキャビネットと、シリンダキャビネット内のガス容器に接続された配管16と、漏洩したガスを検知するガス漏れ検知装置50を備え、ガス漏れ検知装置50は排気ダクトに繋がる第1の空気取出管52と、配管の管継手及び弁の近傍に配置された2つの空気取入口68に繋がる第2の空気取出管62を有し、第1、第2の空気取出管62の開閉を切り替えることにより、排気ダクトと配管におけるガス漏れが生じやすい箇所(弁、管継手)の監視を行うことを可能とした、ガス漏れ検知装置が記載されている(特に[0013]-[0016], [0032]-[0033], 図4を参照)。

請求項1に係る発明と文献1に記載された発明を対比すると、文献1に記載された発明の「空気取入口42」は請求項1に係る発明の「給気口」に相当し、以下同様に「排気ダクト44」は「排気口」に相当し、「シリンダキャビネット」は「密閉室」に相当し、「ガス漏れ検知装置50」は「第1ガス検知器」に相当する。

そして、両者は次の点で相違する。

[相違点1]

請求項1に係る発明が、配管に液化ガス又はそれが気化した蒸発ガスを流しているのに対して、文献1に記載された発明は、どのようなガスを流しているか不明な点。

<補充欄1に続く>

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

<補充欄 1>

[相違点 2]

請求項 1 に係る発明が、漏洩想定箇所近傍に第 1 ガス検知器よりもガス検知感度が低い第 2 ガス検知器を設置しているのに対して、文献 1 に記載された発明は、漏洩想定箇所近傍に第 1 ガス検知器に繋がる空気取入口 68 を設置している点。

上記相違点 1 について検討する。

配管に流れる流体を液化ガス又はそれが気化した蒸発ガスとすることは設計事項である。

上記相違点 2 について検討する。

ガス漏洩を監視するにあたり、異なる位置でのガス検出を別個の検知器を用いて行うことは周知技術に過ぎない（例えば、文献 2 の[0020]-[0023]、図 1 を参照）。文献 1 に記載された発明に上記周知技術を適用して、配管の管継手及び弁の近傍におけるガス検出を、第 1 のガス検知器とは別のガス検知器（請求項 1 に係る発明の「第 2 のガス検知器」に相当）を用いて行うことは当業者が容易になし得る事項である。また、漏洩点から遠い排気ダクト近傍で取得した気体よりも、漏洩点に近い管継手及び弁の近傍で取得した気体の方がガス濃度が高いことは当業者であれば当然に認識し得る事項である。ガス検知器に必要な検知感度は、検知対象の気体に想定されるガス濃度によって適宜設定されるものであるところ、相対的に高いガス濃度が想定される第 2 のガス検知器を、第 1 のガス検知器よりも検知感度の低いものとするのは当業者が適宜なし得る事項である。

<請求項 2 について>

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 2 によって進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明は、漏洩想定箇所として配管の管継手及び弁を挙げている（[0032]を参照）。

<請求項 3 について>

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 2 によって進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明は、ガス漏洩を検知する際、第 1 のガス検知器、及び第 2 のガス検知器を全て用いてガス検知を行う（図 4 等を参照）。そのため、ガス漏洩が生じた場合には、第 1 のガス検知器、及び第 2 のガス検知器のうちガス漏洩が生じた箇所の近傍に存在する 1 つにおいて、ガスが検知されることは自明である。

その他の点は請求項 1 の備考で述べた事項を参照されたい。